令和8年11月5日時点版

令和8年8月千葉豪雨で被災した小規模事業者の皆様へ

千葉県被災小規模事業者再建支援事業

令和8年8月千葉豪雨により**被災した小規模事業者**を対象として、**事業再建に必要な設備等の修繕、購入に要する経費**の一部を支援します。

【事業目的】

県内に事業所を有する小規模事業者が、事業の再建を目的として実施する修繕、設備導入等を支援

【補助対象者】

千葉県内に事業所を有する小規模事業者

※　罹災証明書、被災証明書など被災した事実の分かる証明が必要。
※　事業終了1年後までに事業継続力強化計画の策定等が必要。

【補助上限】

100万円(下限10万円)

※商工会、商工会議所による支援を受けることが必要。

【補助率】

２／３以内

※保険金が支給済み又は支給見込みの経費は除く。

【対象経費】

①施設修繕費、②機械装置費、③設備廃棄費

※　設備廃棄費は、施設の修繕等と併せて実施するものに限る。
※　**8月千葉豪雨（令和8月13日～14日）に伴い、発生した復旧経費について遡って補助対象とする。**
※　車両購入、修繕に係る経費は対象外。

千葉県 chiba prefecture

（事務局HP）

（商工会議所検索）

活用例①

令和8年8月千葉豪雨により、**床上浸水が発生しリフォーム**が必要になった。支援機関から本事業のことを聞き、**床材と壁紙の張替え**に対して補助金の交付を受けることができた。



- 床の張替え　90万円
- 壁の張替え　30万円

⇒ 補助金額　**80万円**
（補助対象経費の２／３以内）

活用例②

浸水により、**業務用冷蔵庫が水没**して、使用不可になった。事業再開に不可欠であったため、**被災翌日に発注**し、翌週には営業を再開することができた。その後、補助金申請を行い、経費の一部について補助金を受給することができた。



- 業務用冷蔵庫180万円

⇒ 補助金額　**100万円**
（補助上限100万円）

申請方法等

- **電子申請（下記HPの申請フォームからお申込ください）**
- **書面申請（郵送により、お申込みください）**

※　**持参による受付はいたしません。**

スケジュール

令和８年１１月６日（金）17時　受付開始
令和８年１２月４日（金）17時　申請締切（１回目）
令和９年　１月中旬予定　17時　申請締切（２回目）

※　書面申請（郵送）の場合は、当日消印有効です。
※　内容は変更になる場合があります。

問い合せ先

千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金事務局
お問合せ：0120-112-250
事務局HP：https://j-lppf3.jp/chibagouu-saikenshien2026/

※お近くの商工会、商工会議所でも相談可能です。